

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

規制の名称：一号特定技能外国人支援計画の作成義務

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

評価実施時期：令和6年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時から課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、事前評価時に想定していなかった影響が生じている状況とは認められない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

本規制を新設しない場合には、特定技能所属機関等による1号特定技能外国人に対する支援の実効性が十分に担保できず、1号特定技能外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を安定的かつ円滑に行うことが阻害されるおそれがあるという状況について、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響が生じておらずベースラインに変更はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響は発現しておらず、外国人が安定的かつ円滑に活動を行うことを担保するため、引き続き当該規制は必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価では、特定技能所属機関において、支援計画の作成にかかわる費用を想定していたが、遵守費用は定量化されていないため、事前評価時点の遵守費用の見込みと比較することは困難である。

支援計画は1号特定技能外国人ごとに作成されるものであるところ、平成31年4月の特定技能制度施行から1号特定技能外国人は着実に増加しており、令和5年6月末までの間における特定技能1号に係る在留資格認定証明書交付件数は54,778件、在留資格変更許可件数は177,763件であり、令和5年9月末時点において特定技能1号の在留資格をもって在留する外国人数は188,790人となっている。

よって、特定技能制度施行から少なくとも特定技能1号に係る許可を受けた232,541件分の支援計画は作成されたと考えられるが、支援計画の内容は1号特定技能外国人ごとに異なり、作成時間は特定技能所属機関ごとに様々であると思われる、支援計画の作成に係る遵守費用の定量化又は金銭価値化は困難である。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価では、規制の導入を事業者に周知するための費用、支援計画の確認等を行うに当たっての事務コスト、審査等に係る業務費用を想定していたが、行政費用は定量化されていなかったため、事前評価時点の行政費用の見込みと比較することは困難である。

1件の支援計画の確認・審査等にかかる時間を10分、時間単価を約2,580円(※1)と仮定すると、1件当たり10分×(2,580円÷60分)=430円と推計される。

1年間に提出される支援計画の件数を54,720件(※2)と仮定すると、年間費用の総計は、54,720件×430円=23,529,600円と推計される。

※1 時間単価約2,580円=(令和5年国家公務員給与等実態調査報告書(人事院給与局)の国家公務員平均給与月額)412,747円÷(8時間×5日×4週)

※2 1年間に提出される件数約54,720件(平成31年4月から令和5年6月末までの特定技能に係る在留資格認定証明書交付許可件数及び在留資格変更許可件数)(232,541件÷4年3月)×12ヶ月

⑥ 効果(定量化)の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価では、支援計画の作成を義務付けることにより、1号特定技能外国人が本邦において安定的かつ円滑に活動を行うことを担保することができ、外国人の安定した在留の実現に資することを効果として想定していたが、効果は定量化されていないため、事前評価時点の効果の見込みと比較することは困難である。

本規制の効果として、具体的にどの程度の1号特定技能外国人が本邦において安定的かつ円滑に活動を行うことができるようになったかを定量的に把握することは困難であるが、令和5年9月末時点において特定技能1号の在留資格をもって在留する外国人188,790人は、支援計画に関する各基準に適合していると認められ、本邦で「特定技能」の在留資格に基づく活動に従事している者であり、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

⑦ 便益(金銭価値化)の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

本規制は事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は特段把握されていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

事前評価時から課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、本規制の導入により、行政費用として、支援計画の確認・審査等に係る費用が発生しているが、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

効果（便益）について金銭価値化することは困難であるが、支援計画の作成に係る費用は限定的と考えられ、特定技能所属機関等による1号特定技能外国人に対する支援の実効性を高め、安定した在留を実現するという効果は社会秩序の基本に関わるものであり、便益が費用を上回ることから、本規制は今後も継続することが妥当であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。